

障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

社会福祉法人
日本視覚障害者団体連合

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の概要

1. 設立年月日 : 昭和23年8月18日

2. 活動目的及び主な活動内容 :

日本視覚障害者団体連合は視覚障害者自身の手で、“自立と社会参加”を実現しようと組織された視覚障害者の全国組織です。1948年(昭和23年)に結成された、都道府県・政令指定都市における60の視覚障害者団体の連合体で、国や地方自治体の視覚障害者政策一人権、福祉、教育、職業、環境問題等一の立案・決定に際し、視覚障害者のニーズを反映させるため、陳情や要求運動を行っています。

【主な活動内容】

- ・ 全国視覚障害者福祉大会の開催
- ・ 情報宣伝活動(月刊の点字版情報誌『点字日本』、音声版情報誌『日視連アワー』、インターネット版音声情報誌『声のひろば』、点字・墨字版機関紙『愛盲時報』等)
- ・ 点字図書館、点字出版所、録音製作所、更生相談所(総合相談室)の設置運営
- ・ 国際交流
- ・ 文化、スポーツの振興 等

3. 加盟団体数 : 60団体(令和5年4月時点)

4. 法人代表 : 会長 竹下 義樹

5. URL : <http://nichimou.org/>



障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

I 同行援護

【視点 1】【視点 2】【視点 3】【視点 4】

提案① 利用者の利用時間に沿った同行援護の報酬単価を設定すべきではないか。

・現在の報酬単価に併せて、短時間よりも長時間の単価を厚くした報酬単価も設定し、選択できるようにする。

提案② 宿泊を伴う同行援護の利用を実現させるために、同行援護の事業所のネットワーク化を図るべきではないか。

・それぞれの地域の同行援護事業所を円滑に利用できるようにするため、同行援護事業所のネットワーク化を図る。
・訪問先の事業所は、同行援護を実施するための負担が大きいため、事務手続き等の加算を設ける。

提案③ 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正に伴い、報酬の増額または加算を付けるべきではないか。

・改正後の同行援護従業者養成研修カリキュラムを受講したヘルパー、または同カリキュラムの追加部分を受講したヘルパーが稼働した場合、報酬の増額または加算をつける。

II 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【視点 1】【視点 2】【視点 3】【視点 4】

提案① 視覚障害者への歩行訓練を行う場合、訪問型の報酬を手厚くし、訪問型の訓練を充実させるべきではないか。

・訪問に関する単価は「移動時間を含めた報酬」として単価に上乘せする。または、移動にかかった時間に応じた加算を付ける。

提案② 視覚障害者への歩行訓練を行う場合、人員配置の緩和、加算の上乗せ等を行うべきではないか。

・人員配置は「1:2.5以下」に改める。
・「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」の報酬を上乗せする。

III 同行援護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)

【視点 1】【視点 2】【視点 3】【視点 4】

提案① 同行援護と自立訓練(機能訓練・生活訓練)との併用を認めるべきではないか。

・自立訓練(機能訓練・生活訓練)によって訓練を受ける視覚障害者に対しては、同行援護の利用を認めるよう、同行援護の制度を改める。

・併用を進めるために、地域内で同行援護と自立訓練(機能訓練・生活訓練)の連携を深める。また、自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、連携する上で必要な訓練等を実施する。

1 同行援護に関する現状の整理

1. 全国の視覚障害者からの要望

【参考資料1-1 日本視覚障害者団体連合 厚生労働省への陳情「同行援護」(令和元年~令和4年)】

●制度面の改善

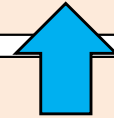
- ・利用時間の制限撤廃
- ・自己負担の撤廃
- 等

●利用内容の拡大

- ・車両の利用
- ・**宿泊を伴う利用**
- ・通勤・通学での利用
- 等

●運営面の改善

- ・**報酬単価の増額**
- ・**新たな制度の創設(加算等)**
- ・**ヘルパーの資質向上**
- 等



2. 要望の背景

●地域の実情に見合った制度の実施

- ・住んでいる場所によって移動手段や環境が異なるため、ニーズに沿った同行援護の利用ができない。**地域やそれぞれの視覚障害者の実情に見合った制度に改めてほしい。**

●事業所の運営の安定化

- ・全国的にヘルパーが不足しており、必要な時に同行援護が利用できない。そのため、報酬単価の増額等を通して**ヘルパーを安定的に確保し、事業所の運営を安定化してほしい。**

●安全安心な同行援護の実現

- ・同行援護の利用者のニーズ(年齢、歩行方法、地域性)が異なるため、**様々なニーズに対応するヘルパーが増えてほしい。**

2 提案① 利用者の利用時間に沿った同行援護の報酬単価を設定すべきではないか。

1. 提案の背景

現在の同行援護の報酬単価は長時間の利用になるほど単価が下がる

●地方の同行援護の場合

- 公共交通機関が少ない、移動距離が長い等の理由があるため、比較的長時間の利用が多い傾向にある。



- 現在の報酬単価は、地方の同行援護事業所にとっては不利な単価設定になっている。

●都市圏の同行援護の場合

- 公共交通機関が多く、目的地までの移動が短い等の理由があるため、短時間の利用が多い傾向にある。
- ただし、都市圏の中でも長時間の利用は少なくはなく、様々なニーズが混在している。

【参考】報酬告示 第3 同行援護 1 同行援護サービス費

- イ 所要時間30分未満の場合 190単位
- ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 300単位
- ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 433単位
- ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 498単位
- ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 563単位
- ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 628単位
- ト 所要時間3時間以上の場合 693単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに65単位を加算した単位数

【参考】0.5時間での単位数 ※端数切り捨て

| | | |
|---|-------|-------|
| イ | 0.5未満 | 190.0 |
| ロ | 1.0未満 | 150.0 |
| ハ | 1.5未満 | 144.3 |
| ニ | 2.0未満 | 124.5 |
| ホ | 2.5未満 | 112.6 |
| ヘ | 3.0未満 | 104.6 |
| ト | 3.5未満 | 99.0 |
| | 4.0未満 | 94.7 |

2 提案① 利用者の利用時間に沿った同行援護の報酬単価を設定すべきではないか。

2. 提案の詳細

現在の報酬単価に併せて、短時間よりも長時間の単価を厚くした報酬単価も設定し、選択できるようにする。

【案】 1類 現在の報酬単価

2類 現在の報酬単価から短時間の単価は下げ、長時間の単価を上げた報酬単価

} どちらかを選択

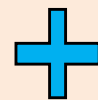


どのような単価設定が望ましいのか？

どのような条件の場合、長時間型の報酬単価が適用されるのか？

3. 提案を実現させるために必要なこと 「調査事業の実施」

全国の同行援護の利用者の利用実態、事業所の運営実態等を調査し、どのような方向性がよいか検討すべき。



さらに実施すべき調査

車両の利用、通勤や通学での利用等、その地域の特性、個々の利用者のニーズによって必要とされる利用内容を調査すべき。

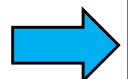
3 提案② 宿泊を伴う同行援護の利用を実現させるために、同行援護の事業所のネットワーク化を図るべきではないか。

1. 全国の視覚障害者からの要望 「宿泊を伴う同行援護の利用」

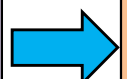
<例> 同行援護を利用して遠方の親戚の結婚式に参加する。

●1日目

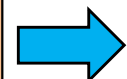
①利用者の居住地を出発する



②公共交通機関を利用して移動する



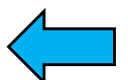
③訪問先に到着し、宿泊先へ移動する



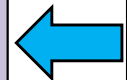
④訪問先の宿泊先に到着し、宿泊する

●2日目

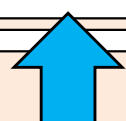
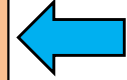
⑦利用者の居住地に到着する



⑥公共交通機関を利用して移動する



⑤結婚式会場に移動し、結婚式に参加する



2. 提案の背景

宿泊を伴う同行援護は利用したいと思っても、利用者側と事業者側のニーズや実態が
かみ合わず、実際には利用しにくい。

●利用者の声

- ・ 事業所に依頼したら、対応者がいないとの理由で断られた。
- ・ 自分が持っている同行援護の支給量を上手く使いたい。
- ・ 公共交通機関の移動は、公共交通機関側で誘導してくれるので、居住地と訪問先で別々に同行援護を利用したい。

●事業所の声

- ・ 自治体は「夜間は報酬対象外」「ヘルパーの2人派遣は対象外」と指摘するので、居住地からの派遣は難しい。
- ・ 居住地とは別の地域の利用者の依頼は単発の仕事になるため、事務手続きのコストがかかり、依頼を受けにくい。 7

3 提案② 宿泊を伴う同行援護の利用を実現させるために、同行援護の事業所のネットワーク化を図るべきではないか。

3. 提案の詳細

それぞれの地域の同行援護事業所を円滑に利用できるようにするため、同行援護事業所のネットワーク化を図る。

訪問先の事業所は、同行援護を実施するための負担が大きいため、事務手続き等の加算を設ける。

<例> 同行援護を利用して遠方の親戚の結婚式に参加する。

● 1日目

①利用者の居住地を出発する

公共交通機関側の誘導により、単独で移動する

②公共交通機関を利用して移動する

③訪問先に到着し、宿泊先へ移動する

利用者は単独で宿泊する

④訪問先の宿泊先に到着し、宿泊する

● 2日目

⑦利用者の居住地に到着する

⑥公共交通機関を利用して移動する

⑤結婚式会場に移動し、結婚式に参加する

利用者の居住地の同行援護事業所が担当する

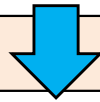
ネットワークにより連絡調整を行う

連絡を受けた同行援護事業所が担当する

4 提案③ 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正に伴い、報酬の増額または加算を付けるべきではないか。

1. 提案の背景

全国の同行援護利用者より、**同行援護従業者の資質向上**を求める声が挙がっていた。そのため、本連合は国に対して同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正を要望していた。



令和7年4月より同行援護従業者養成研修カリキュラムが改正される方向性になり、一般課程の時間数を20時間から28時間に変更する予定となった。



質の高いヘルパーを確保するために・・・

2. 提案の詳細

改正後の同行援護従業者養成研修カリキュラムを受講したヘルパー、または同カリキュラムの追加部分を受講したヘルパーが稼働した場合、報酬の増額または加算を付ける。

| 同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について | | | | |
|--|-----------------------------|-------------------|---|-------|
| スケジュール案 | | | | |
| 1. 新カリキュラムによる研修 | | | | |
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 全体スケジュール | 旧カリキュラムによる研修 | | 新カリキュラムによる研修 | |
| 国 (告示改正など) | R5. 6月 ・障害者部会 | R5. 10月頃 ・告示改正 | 【R7. 4月から】 | |
| 都道府県 (事業者指定など) | 研修実施手続き (実施要領改正、事業者指定など) | | | |
| 研修事業者 (研修実施など) | | 都道府県への 手続き | 研修の実施 | |
| 2. 経過措置(みなし規定) | | | | |
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 盲ろう者向け通訳・介 助員養成研修事業によ る研修の修了者は、同 行援護従業者養成研修 の修了者とみなす | 現在の経過措置 【R6. 3月未まで】 | | 経過措置の延長 ※ ※経過措置の延長は、現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。 【R9. 3月未まで】 | |
| 告示適用日(案) | | | | |
| ○新カリキュラムによる研修・・・令和7年4月1日より実施 | | | | |
| ○従業者要件の経過措置・・・令和9年3月31日まで(現在、みなし要件で同行援護に従事している者に限る。) | | | | |

社会保障審議会障害者部会 第136回(R5.6.23) 資料4より抜粋

1 自立訓練(機能訓練・生活訓練)に関する現状の整理

1. 要望の整理

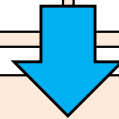
【参考資料2-1 日本視覚障害者団体連合 厚生労働省への陳情「歩行訓練」(令和元年~令和4年)】

●視覚障害者の要望

- ・ 全国で「いつでも、だれでも、どこでも、同じような質の高い歩行訓練」を受けさせてほしい。

●訓練実施機関の要望

- ・ 障害福祉サービス等で実施される歩行訓練と視覚障害者の要望がかみ合っていないため、視覚障害者の歩行訓練に見合った制度に改めてほしい。



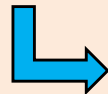
2. 歩行訓練に関する経過

●平成30年度報酬改定

従来の自立訓練「機能訓練」に加え「生活訓練」でも歩行訓練の実施が可能になる。

※生活訓練で実施するメリット…看護師の必置がない等、機能訓練よりも設置基準が低い

実際には…



歩行訓練を実施する生活訓練の事業所は増えていない。

3. ニーズの拡大

【参考資料2-2 国土交通省「新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会 中間報告書」(令和3年7月)】

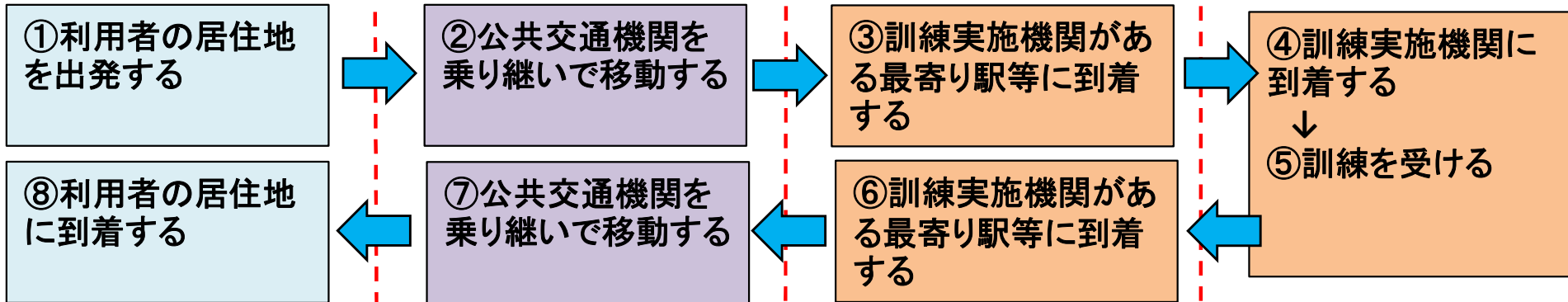
鉄道駅のホーム等の安全対策においては、ホームに関するハード面・ソフト面の整備に加え、利用者たる視覚障害者が歩行訓練を受けることの重要性が指摘されている。

2 提案① 視覚障害者への歩行訓練を行う場合、訪問型の報酬を手厚くし、訪問型の訓練を充実させるべきではないか。

1. 全国の視覚障害者等からの不満

＜例＞ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)に通所する場合

※利用者の自宅から100km以上離れ、電車やバス等を利用して移動することを想定



●シーン別の課題

(利)利用者 (交)公共交通機関

(訓)訓練実施機関

(利)これから歩行訓練を覚えようとしているので、**最寄りの駅まで一人で歩くことはできない。**

(交)違う公共交通機関を乗りつぐ際、駅と駅が離れている場合、誘導してくれないことがある。

(利)これから歩行訓練を覚えようとしているので、**訓練実施機関まで一人で歩くことはできない。**

(訓)駅前に設置する等、利用者にとって利用しやすい場所に設置したいが、家賃等の負担が大きく、最寄り駅から離れた所に設置せざるを得ない。

(交)誘導の依頼を行う場合、事前に予約する必要がある。

(訓)最寄りの駅まで迎えに行きたいが、**人員が足りなく、出迎えができない。**

(利)同行援護を利用して訓練実施機関に移動したいが、**障害福祉サービスの二重利用とみなされ、同行援護が利用できない。**

利用者は、歩行訓練を受けたくても、**歩行訓練を受ける場所に移動できない。**

2 提案① 視覚障害者への歩行訓練を行う場合、訪問型の報酬を手厚くし、訪問型の訓練を充実させるべきではないか。

2. 要望の整理

【参考資料2-3 調査結果 視覚障害者が望む歩行訓練の条件(平成28年)】

●利用者

- ・ 自宅付近で実施する「訪問型」の歩行訓練を受けたい。

●訓練実施機関

- ・ 訪問訓練は「訓練を実施した時間」のみしか請求ができないため、移動時間が負担となっている。

3. 提案の詳細

訪問に関する単価は「移動時間を含めた報酬」として単価に上乘せする。または、移動にかかった時間に応じた加算を付ける。

4. 提案を実現させるために必要なこと 「調査事業の実施」

全国の歩行訓練の利用者及び利用希望者のニーズ、訓練実施機関の運営実態を調査し、どのような方向性がよいか検討すべき。

●調査のポイント

- ・ 平成30年度よりサービスが開始された自立訓練(生活訓練)での歩行訓練が開始して約5年経過したが、この訓練の実態が不明確であるため、調査が必要。
- ・ 厚生労働省の所管外の分野(交通行政)から、視覚障害者の安全な移動を確保するためには「歩行訓練を活用すべき」との意見があることから、これらに関する調査も実施すべき。

3 提案② 視覚障害者への歩行訓練を行う場合、人員配置の緩和、加算の上乗せ等を行うべきではないか。

【参考資料2-4 日本視覚障害者団体連合・弱視部会「弱視者の困り事 資料集 第4号」(令和3年10月)】

【参考資料2-5 調査結果 訓練施設:視覚リハ実施施設の実施体制(平成27年)】

【参考資料2-6 調査結果 訓練施設:訓練の実施体制(平成27年)】

1. 提案の背景

視覚障害者の訓練は他の障害者の訓練とは異なる部分が多い。

●利用者の声

- ・ 同じ歩行訓練士にマンツーマンで教えてもらいたい。急に他の歩行訓練士に変わったら、コミュニケーションが取りにくい。
- ・ 就労する場所が変わり、自宅から遠くなったので、通勤経路のワンポイント訓練をお願いしたい。

●訓練実施機関の声

- ・ 現状の人員配置は「1:6」だが、実際には「1:1」のマンツーマンに近い形で実施している。
- ・ 視覚障害者等への支援は、専門的な知識や技術が求められるため、担い手が少ない。

2. 提案の詳細

人員配置は「1:2.5以下」に改める。

「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」の報酬を上乗せする。

3. 今後の検討課題 「ワンポイント訓練の対応」

訓練終了後、就職や就学のタイミングで通勤経路等の歩行訓練が必要になった場合、自立訓練(機能訓練・生活訓練)でどのように対応するか。

1 提案① 同行援護と自立訓練(機能訓練・生活訓練)との併用を認めるべきではないか。

1. 提案の背景

【参考資料3-1 調査結果 訓練施設・運営上の課題(平成27年)】

視覚障害の利用者、同行援護の事業所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)の訓練実施機関の3者が、**同行援護と自立訓練(機能訓練・生活訓練)の併用**を望んでいる。

<同行援護>

●利用者の声

- ヘルパーに上手く誘導してもらえるが、歩くこと自体が不安で、上手く歩けない。

<自立訓練(機能訓練・生活訓練)>

- 訓練実施機関に通いたいが、一人で移動するのは難しい。**同行援護を利用して移動したい。**
- 歩行訓練を受けたいが、どこで訓練が受けられるか知らない。

●事業所の声

- 手引きの方法を身に着けていない利用者が多い。事故にも繋がるので、**利用者は簡単な歩行訓練を受けて、手引きの方法を会得してほしい。**

●訓練実施機関の声

- 訪問訓練が難しい現状を考えると、利用者の自宅から訓練実施機関までの移動は**同行援護が活用できると、利用者にとっても、訓練実施機関にとってもメリットがある**

【課題】

障害福祉サービスの内容が重複する部分がある場合、どちらかの利用だけを認めている傾向が強く、**自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用の際に同行援護を利用できないことが多い。**

1 提案① 同行援護と自立訓練(機能訓練・生活訓練)との併用を認めるべきではないか。

2. 提案の詳細

自立訓練(機能訓練・生活訓練)によって訓練を受ける視覚障害者に対しては、同行援護の利用を認めるよう、同行援護の制度を改める。

【案】

- ・ 訓練実施機関への移動のために利用者が同行援護の利用を申し出た場合、自立訓練(機能訓練・生活訓練)の訓練実施機関は必要な書面を発行する。
↓
- ・ 必要な書面を受けとった利用者は、同行援護を利用する事業所に書面を提出する。事業所は必要事項を記入し、自治体に提出する。
↓
- ・ 自治体は審査を行う。許可が出た場合、申請した事業所は、訓練実施機関への移動のための同行援護が報酬対象となる。

併用を進めるために、地域内で同行援護と自立訓練(機能訓練・生活訓練)の連携を深める。また、自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、連携する上で必要な訓練等を実施する。

【案】

- ・ 同行援護側では、自立訓練(機能訓練・生活訓練)で歩行訓練が行えることを利用者に周知する。同行援護の利用者の中には、地域で歩行訓練が受けられることを知らない者が少なくはない。
- ・ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)側では、ヘルパーとの移動方法、電車やバスの乗り降り等のワンポイントの訓練に対応できるようにする。

日本視覚障害者団体連合 厚生労働省への陳情「同行援護」(令和元年～令和4年)

| カテゴリー | サブカテゴリー | 令和4年 | 令和3年 | 令和2年 | 令和元年 |
|-----------|-------------------|--|---|--|---|
| 1. 制度面 | (1) 利用時間の制限撤廃 | 同行援護における地域間格差をなくし、利用時間の制限を撤廃させ、個人のニーズに合った支給量が確保されるようにすること。 | 同行援護事業においては利用時間を制限しないこと。仮に、利用時間の上限ないし基準を定める場合でも、通勤時の利用及び自営業者への支援を想定し、現行の月50時間から月70時間に改善すること。 | 同行援護の利用については、自治体の独自の判断で利用時間を制限しているところが多いため、そういった制限を撤廃するよう厚生労働省から文書で通知すること。 | 自治体間における同行援護の運用の格差を解消するため、利用者の自己負担及び利用時間の制限を禁止するよう各自治体に指導すること。 |
| | (2) 自己負担の撤廃 | | 同行援護の利用者の自己負担を廃止するか減額すること。また、同行援護をはじめとする障害福祉サービスの自己負担の算定基準は、さらに細かく区分し、所得の実情に合った負担基準とすること。 | 同行援護を中心とした福祉サービスの一部負担金を廃止すること。なお、一部負担金を課す場合には所得区分を現行よりも細かく分け、本人のみの所得で算定する等、利用者本人の所得の実情に合った算定をすること。 | 同行援護を中心とした福祉サービスの一部負担金を廃止すること。なお、一部負担金を課す場合には所得区分を現行よりも細かく分けるとともに、本人のみの所得で算定すること。 |
| | (3) 対象者の拡大 | 介護保険対象者が通院する際に、同行援護が利用できることを周知徹底すること。 | 施設利用の際にも同行援護事業が利用できるようにすること。少なくとも、地域生活支援事業としての移動支援を利用できるように、自治体に対し通知すること。 | 施設入所者も、同行援護または、地域生活支援事業の移動支援を利用可能にすること。 | |
| | (4) その他 | | | 同行援護事業において、「病院での待ち時間を報酬の対象として算定すること」を、厚生労働省から文書で各自治体に周知徹底すること。 | |
| 2. 利用内容 | (1) 車両の利用 | 公共交通機関の利用が不便な地域において、同行援護従業者の車の利用を認め、移動・待機時間を報酬算定の対象に加えること。 | 同行援護事業等において福祉有償運送サービスを取り入れる等、ガイドヘルパーの運転する車両が利用可能となる制度を確立させること。そして、同行援護従業者が運転して移動する時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。 | 同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。 | 交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。 |
| | (2) 宿泊を伴う利用 | | | | 宿泊を伴う場合における同行援護の報酬を改善すること。 |
| | (3) 通勤・通学での利用 | 通勤や通学、子供の通園等で同行援護の利用ができるよう、同行援護の支援適用範囲を広げるか、新たな福祉制度を新設すること。 | 通学において同行援護の利用ができるようにする、あるいは、通学において利用できる新たな福祉制度を新設すること。 | 本年10月から開始される通勤における同行援護が利用しやすいものになるようにすること。あわせて通学においても同行援護が利用できるようにするか、通学において利用できる新たな福祉制度を新設すること。 | 通勤・通学においても同行援護等が利用できるよう制度を改善すること。 |
| | (4) その他 | | 新型コロナウイルス感染拡大を受けて緊急措置として利用可能となった同行援護の代行依頼が、平時でも利用可能となるよう柔軟な制度運用をすること。 | | |
| 3. 事業所の運営 | (1) 報酬単価の増額 | 視覚障害者がどの地域でも同行援護を安定的に利用できるようにするため、空白地区の自治体に対し、必要な同行援護事業所を育成し従業者を養成すること。そのために報酬の見直しも実施すること。 | 同行援護の報酬は、利用時間に応じて連減されることのない制度とすること。 | 同行援護従業者数の確保のため、報酬単価を引き上げる等の制度の見直しをすること。 | 同行援護制度ないし報酬の見直しによって、事業所が減少していることをふまえ、事業所の健全な経営ができる報酬にすること。 |
| | (2) 新たな制度の創設(加算等) | 同行援護従業者養成研修応用課程において代筆・代読支援のカリキュラム拡充を行い、応用課程修了者を採用する事業所への加算を設定すること。 | 新型コロナウイルス感染拡大により非常に大きな影響を受けている同行援護事業所に対して財政的な支援を行うこと。 | | 同行援護事業所での管理責任のもとに、同行援護事業所の支所を設置して事業を行えるよう規制の緩和をすること。 |
| | (3) ヘルパーの資質向上 | 同行援護従業者の資質を向上させ、コロナ禍であっても必要な移動に対してサービスを行うことができるように自治体を指導すること。 | | | 同行援護従業者・従事者の増加及び従事者の質を向上させるために更なる策を講じることを。 |

日本視覚障害者団体連合 厚生労働省への陳情「歩行訓練」(令和元年～令和4年)

| サブカテゴリー | 令和4年 | 令和3年 | 令和2年 | 令和元年 |
|------------------|---|---|--|---|
| (1) 利便性の向上 | | | 全国の自治体において歩行訓練が受けられる体制を構築するよう自治体に指導すること。 | 生活及び歩行訓練要件と生活訓練指導員の配置基準を設定し、すべての都道府県で、利用者が希望する日時及び場所で専門職による訓練が受けられるようにすること。 |
| (2) 配置基準 国家資格 | 歩行訓練を全国の視覚障害者が受けられるようにするために、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所の要件を緩和すること。また、歩行訓練士を国家資格化し、配置基準を定める等して歩行訓練を実施する事業所と歩行訓練士を増やすこと。 | 全国の自治体において歩行訓練が受けられる体制を構築するよう自治体に指導すること。その際は、全国各地で歩行訓練を受けやすくするため、各地の視覚障害当事者団体に歩行訓練士を配置する等の基準を設けること。 | | 視覚障害者生活訓練等指導者(通称歩行訓練士)を国家資格に位置付けること。 |
| (3) 制度の在り方 | 歩行訓練を全国の視覚障害者が受けられるようにするために、地域生活支援事業の実施要綱等に配置基準を示したうえでメニューとして明文化すること。 | | | 歩行訓練を地域生活支援事業の実施要綱などの事業内容として明文化すること。 |

国土交通省「新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会 中間報告書」(令和3年7月)

出典情報 : ①検討会 https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000032.html

②中間報告書 <https://www.mlit.go.jp/common/001426521.pdf> ※該当箇所は12ページから13ページに掲載

3-5. 視覚障害者の歩行訓練の実施

上記2. で示したように、ケースii、iiiを除くいずれのケースにおいても、白杖による点状ブロックや車両の確認が適切に行われていないことが転落発生の背景の一つであることが明らかになった。また、アンケート結果によると、転落に至った事例では、危うく転落しそうになった事例に比べて、

- ・ 白杖を肩幅に振らず時折折地面に突きながら歩行
- ・ 白杖をシンガル（視覚障害者であることの見印）として持ち、目視により歩行
- ・ 白杖を持たずに、目視により歩行

といった歩き方をしている人の割合が高くなっていった(転落に至った事例:約34%、危うく転落しそうになった事例:約8%)。

検討会においても、白杖を正しく用いていけば転落事故を防ぐことができるとの意見が多く出ており、歩行訓練において、白杖を常時接地し、肩幅に振る、点状ブロックや車両の存在を確認するなどの白杖の使い方、また、点状ブロック・線状ブロック・内方線付き点状ブロックの役割を学ぶことで、転落する危険性を減少させることができると考えられる(図8参照)。

前述のアンケート調査では、回答者303人のうち、約半数(143人)がホームでの歩行訓練の経験がなく、その主な理由として、64人が「訓練しなくても歩けると思った」、49人が「訓練があることを知らなかった」と回答している。歩行訓練の重要性や、訓練が受けられる場所などの情報について、視覚障害者への更なる周知・啓発が必要と考えられる。

以上より、次のように関係者が協力して、より多くの視覚障害者に実際のホームや車両を用いた有効性の高い歩行訓練を行っていただくための環境を整備する必要がある。



図8 実際のホームや車両を用いた歩行訓練(令和3年3月 阪神電車梅田駅)

〈視覚障害者団体等の役割〉

視覚障害者団体・支援団体においては、歩行訓練の有効性に関する視覚障害者等への理解促進や啓発活動等を実施するとともに、歩行訓練の実施にあたり、助

言や協力を行うことで、より多くの視覚障害者が、効果の高い歩行訓練を受講するための環境づくりを行うことが望ましい。

〈鉄道事業者の役割〉

実際のホームや車両を用いて、安全な白杖の使い方、ホームや車両の乗降の際の歩行方法、盲導犬を用いた歩行方法等を学ぶための歩行訓練を実施することは極めて有効と考えられる。このため、鉄道事業者においては、歩行訓練を実施する歩行訓練士や視覚障害者団体と連携しながら、他の利用者の利用の妨げにならない範囲で、積極的に訓練の機会・場所を提供することが望ましい。

〈国・歩行訓練士養成機関の役割〉

歩行訓練士養成機関による令和2年4月の調査によれば、歩行訓練士養成機関を修了した者は全国で960名、うち視覚障害者に対する生活訓練として実際に歩行訓練を行っている歩行訓練士は186名である。都道府県別で見ると歩行訓練士が1人もいない県が5県あるなど、絶対数が不足している状況が見受けられる。こうしたことから、関係省庁や関係機関が連携して、歩行訓練士の更なる養成、全国各地へのバランスのとれた歩行訓練士の配置等に取り組むことも重要である。また、歩行訓練の実施にあたっては、歩行訓練士養成機関による助言等を行うことも必要である。

3-6. 鉄道利用者の協力

視覚障害者のホームからの転落を防止するためには、上記の関係者による取組とあわせて、周囲の鉄道利用者による協力も不可欠である。

(1) 鉄道利用者の意識向上

前述のアンケート等では、「ホーム上の混雑により通常よりも白杖を小さく振らざるを得ずホーム端を認識しづらくなる」、「内方線の内側(ホーム中央側)を歩こうにも、乗車待ちの鉄道利用者とはぶつかるため、レール側に迂回せざるを得ない」との意見があった。転落を防止するためには、内方線付き点状ブロック上やその近くに立ち止まったり荷物を置かない、視覚障害者に歩行動線を譲るなど、視覚障害者が安心して歩行できる環境整備に向けた、鉄道利用者の意識向上も不可欠である。

(2) 鉄道利用者による積極的な介助

さらに、視覚障害者の安全な歩行のためには、駅係員のみならず鉄道利用者による積極的な「声かけ」「見守り」等の支援が必要であり、「声かけ・サポート」運動を一層推進させるなどにより、鉄道利用者が積極的に介助を実施する

調査結果 視覚障害者が望む歩行訓練の条件(平成28年)

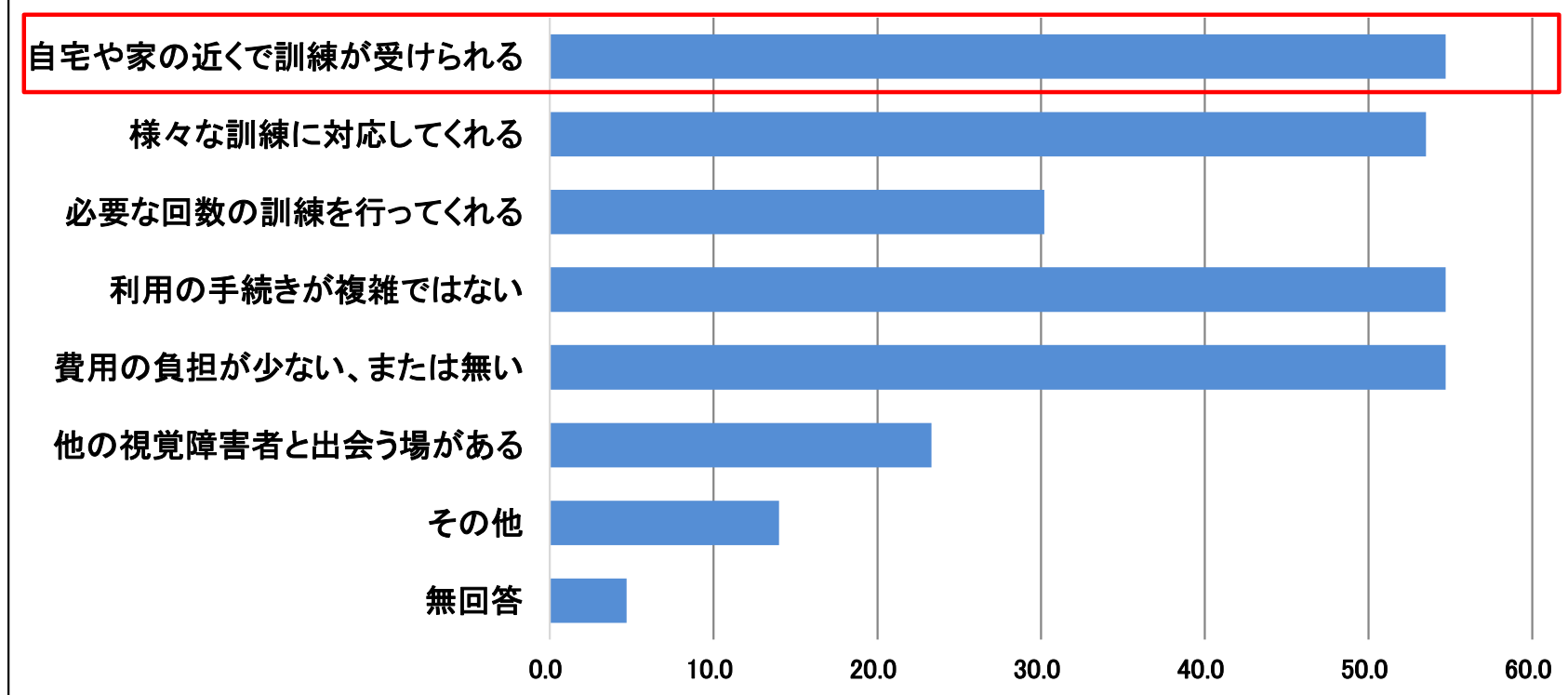
対象 : 訓練未経験の視覚障害者(86名)

出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業

「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

希望する訓練条件 (単位:%)(訓練未経験86件)



○ 自宅訓練(訪問訓練)のニーズは高い

日本視覚障害者団体連合・弱視部会 「弱視者の困り事 資料集 第4号」(令和3年10月)

出典情報 : ①資料集 <http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/201201-jimu-2/>

②該当号 http://nichimou.org/wp-content/uploads/2020/12/collectionofmaterials_lowvisonproblem4.pdf

※該当箇所はテーマ「障害者手帳を取得するまでの困り事 II オンライン 意見交換会での発表」の11ページから12ページに掲載

2 Bさん(近畿地方在住、男性、60代)

テーマ
就労

1. 障害者手帳を取得するまでの経過

私は現在、電子機器のメーカーに勤務しています。40歳になる直前で緑内障を患い、だんだんと目が見えにくくなりました。書類やパソコンの画面が見えにくくなることはストレスとなり、ストレスが溜まると仕事も上手く進まなくなりました。この頃は、「障害者になる」という恐怖があり、自分の状況を周りに伝えることができませんでした。それこそ、「弱者に位置付けられるのではないか」、「自分の仕事を失うのではないか」といった不安に悩まされ、自分の状況をひた隠しにしながら、また、自分を誤魔化しながら仕事を続けていました。

そして、50歳になる直前で、会社より異動が告げられ、デスクワーク中心の部署から外回りがある部署へ異動することになりました。その際、「今の自分の目では異動先の仕事が難しい」と思い、会社に対して目が見えにくいことを初めて話しました。その結果、約3か月の休職を申請し、新しい職場での仕事をどうするかを考えることになりました。休職期間中は、「もう会社を辞めるしかない」と考えてばかりいました。視覚障害者としてどうやって働けるのがイメージできず、一人で悩み続け、悶々としていました。

2. 障害者手帳を取得したきっかけ

休職期間中のある時、テレビで地元の視覚障害の当事者団体が実施する歩行訓練の様子が放送されていて、この訓練に興味をもちました。そこで、家族と相談した上で、この団体に相談することになりました。

まず、その団体の相談員から拡大読書器やスクリーンリーダーがあることを教えてもらい、これらを使えば仕事に復帰できる可能性があることを知りました。また、障害者手帳を取得した方が良いとアドバイスを受け、障害者手帳

を取得することにしました。障害者手帳を申請したら1級でした。

その後、約3か月の休職期間中に拡大読書器やスクリーンリーダー等の使用方法を学び、復職してからは何とか仕事を続けることができました。復職してしばらくの間は仕事に馴染めず苦労はしましたが、この団体に相談して、訓練を受けて良かったと思っています。

3. 白杖を持ったきっかけ

障害者手帳の取得後に白杖は入手したものの、白杖は折り畳んでカバンに入れっぱなしにしている、約3年間ぐらいいは白杖を使いませんでした。白杖を使うことに自分の中で抵抗があり、なかなか使うことができませんでした。

ただ、ある日の帰宅時に、夜の闇の中であれば「白杖を使っていることを周りから気付かれないのではないか」と思い、自発的に白杖を使って家へ帰ることにしました。帰宅して、そのことを家族に伝えたら、家族から「お父さん、やったね」と言われ、初めて家族が自分のことを心配してくれていたことに気付かされました。それ以来、家から駅までは白杖を使うようになりました。

その後、会社の異動で自宅から遠い職場に通うことになり、白杖の訓練を正式に受けることにしました。この訓練を受けたことで、気持ちの整理がつき、会社の中でも白杖を使うようになりました。

白杖を使っていると周りからの援助が得やすく、それがきっかけでいろいろな人たちと話ができるようになり、今は楽しく通勤をしています。今となっては「もっと早く白杖を出していれば良かった」と思うのですが、当時の葛藤は仕方がないことだと感じています。

調査結果 訓練施設：視覚リハ実施施設の実施体制(平成27年)

対 象 : 機能訓練実施施設(5施設)と機能訓練以外での視覚リハ実施施設(7施設) ※平成27年度実績
 出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業
 「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」
<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

| | 機能訓練 | 非機能訓練 |
|----------------------|------|-------|
| 常勤換算職員数(平均) ① | 8.3 | 3.7 |
| 利用定員(平均)② | 18.4 | なし |
| のべ利用者数/244日 (平均)③ | 12.2 | 4.0 |
| 職員：利用者(②/①) | 2.2 | |
| 職員：利用者(③/①) | 1.5 | 1.1 |

○ 職員と利用者の人員配置比率は、いずれも「1:2.2」以下で運営を行っている
 ※制度で人員配置比率は「1:6」

調査結果 訓練施設:訓練の実施体制(平成27年)

対象 : 機能訓練実施施設(5施設)と機能訓練以外での視覚リハ実施施設(7施設) ※平成27年度実績
 出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業
 「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」
<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

| | 機能訓練 | | 非機能訓練 | | |
|--------|--------|------|-------|-------|-------|
| | 職員:利用者 | 1:1 | 1:複数 | 1:1 | 1:複数 |
| 歩行 | | 100% | 0% | 100% | 0% |
| パソコン | | 0% | 100% | 71.4% | 28.6% |
| 点字 | | 40% | 60% | 85.7% | 14.3% |
| ADL | | 100% | 0% | 85.7% | 14.3% |
| ロービジョン | | 80% | 20% | 85.7% | 14.3% |

- 歩行、ADL、ロービジョン訓練は安全の確保や個別性の高さから、マンツーマンでの手厚い対応が中心となっている
 → 視覚障害者の訓練は「1:複数」の訓練が実施しづらい

調査結果 訓練施設:運営上の課題(平成27年)

対象 : 機能訓練実施施設(5施設)と機能訓練以外での視覚リハ実施施設(7施設) ※平成27年度実績
 出典情報 : 厚生労働省 平成28年度障害者総合福祉推進事業
 「視覚障害者のニーズに対応した機能訓練事業所の効果的・効率的な運営の在り方に関する調査研究事業」
<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/170406-jimu/>

| | 機能訓練 | | | | 非機能訓練 | | | |
|-------------------------------|------|------|----|------|-------|------|----|-------|
| | Yes | | No | | Yes | | No | |
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| 利用者の確保が困難 | 4 | 80.0 | 1 | 20.0 | 0 | 0.0 | 7 | 100.0 |
| 施設通所に同行援護が利用できないことで利用に支障が出ている | 4 | 80.0 | 1 | 20.0 | 0 | 0.0 | 7 | 100.0 |
| 業務内容が多岐にわたり利用者対応の時間の確保が困難 | 3 | 60.0 | 2 | 40.0 | 4 | 57.1 | 3 | 42.9 |
| 訓練ができる専門家の確保が困難 | 3 | 60.0 | 2 | 40.0 | 5 | 71.4 | 2 | 28.6 |
| 現状の報酬では採算がとれず経営が困難 | 3 | 60.0 | 2 | 40.0 | 3 | 42.9 | 4 | 57.1 |

○ 機能訓練では、同行援護が利用できない傾向が見られる。